平成２７年度

第１回学校体育施設開放運営委員会議

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２７年６月１８日（木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松山下公園総合体育館会議室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後３時から

会　議　次　第

１　開　　　会

２　委嘱書交付

３　挨　　　拶

４　印西市学校体育施設開放に関する規則について

５　委員長・副委員長の選出について

６　議　　　題

　（１）学校体育施設開放の現状について

　（２）学校プール開放について

　（３）その他

７　連 絡 事 項

８　閉　　　会

○印西市学校体育施設開放に関する規則

（目的）

**第１条**　この規則は、印西市における社会体育の振興のためにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第１項の規定に基づき、学校の校庭、体育施設及び体育設備（以下「学校開放施設」という。）を学校教育に支障のない限り、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）をもって市民がスポーツに親しみ心身の健全な発達を図ることを目的とする。

（管理及び責任）

**第２条**　学校開放に関する事業及び学校開放に伴う学校開放施設の管理は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の責任において行うものとする。

２　学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

（運営委員会）

**第３条**　教育委員会は、学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会は、学校開放の運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

３　運営委員会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

（管理指導員）

**第４条**　学校開放利用団体（以下「利用団体」という。）の育成及び学校開放施設の管理の指導のために管理指導員を置く。

２　管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

３　管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、教育委員会に定期的に報告しなければならない。

４　管理指導員は、学校開放の運営について運営委員会に意見を述べることができる。

（利用団体登録）

**第５条**　学校開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用団体登録をしなければならない。

２　利用団体は、次に掲げる要件に該当しなければならない。ただし、教育委員会が特に臨時に認めた団体は、この限りでない。

(１)　団体に加入している者が市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(２)　スポーツを行うために10人以上で組織された団体であること。

(３)　成人の団体責任者及び次条に規定する管理責任者を置ける団体であること。

（管理責任者）

**第６条**　利用団体に、学校開放に伴う学校開放施設の管理をするために管理責任者を置く。

２　管理責任者は、各利用団体から推薦し、教育委員会の承認を得なければならない。

３　管理責任者は、利用団体の責任者として善良な管理者の注意をもって第１項の管理に当たらなければならない。

（プール管理指導員）

**第７条**　プールを利用する団体は、施設の管理をするためにプール管理指導員を置く。

２　プール管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、安全な利用管理に努めなければならない。

1

（学校開放の日時）

**第８条**　学校開放の日時は、[別表](https://www3.e-reikinet.jp/inzai/d1w_reiki/359920100014000000MH/359920100014000000MH/359920100014000000MH_j.html#JUMP_SEQ_80)のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

（利用の条件）

**第９条**　利用者は、営利行為その他スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

２　利用者は、学校開放施設の利用を終了したときは、一切を原状に復し、戸締まり清掃のうえ学校開放の時間内に退出しなければならない。

３　利用者遵守事項は、教育委員会が別に定める。

（利用の中止）

**第10条**　教育委員会は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を中止させることができる。

（利用の手続）

**第11条**　学校開放施設の利用を希望する利用団体は、原則として利用しようとする日の属する月の前の月の10日までに学校体育施設開放利用申請書（[別記](https://www3.e-reikinet.jp/inzai/d1w_reiki/359920100014000000MH/359920100014000000MH/359920100014000000MH_j.html#JUMP_SEQ_84)[第１号様式](https://www3.e-reikinet.jp/inzai/d1w_reiki/359920100014000000MH/359920100014000000MH/359920100014000000MH_j.html#JUMP_SEQ_85)）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用の許可等）

**第12条**　教育委員会は、利用団体の申請に対し、当該学校開放施設の学校長と協議のうえ支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用団体登録承認書を交付する。

２　教育委員会は、前項の許可をしたときは、その旨を管理指導員に連絡するものとする。

（利用団体の弁償責任）

**第13条**　利用団体は、利用者が学校開放施設を破損又は亡失したときは、教育委員会に速やかに報告し、その弁償の責を負うものとする。

（補則）

**第14条**　この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置）

２　印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村立小学校及び中学校のスポーツ開放に関する規則（平成15年印旛村教育委員会規則第１号）又は本埜村学校施設開放に関する規則（平成19年本埜村教育委員会規則第６号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附　則**（平成５年８月13日教委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成６年２月７日教委規則第３号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

**附　則**（平成７年３月30日教委規則第３号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

**附　則**（平成８年３月１日教委規則第20号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

2

**附　則**（平成15年３月26日教委規則第５号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

**附　則**（平成22年３月17日教委規則第10号）

この規則は、平成22年３月23日から施行する。

**附　則**（平成23年10月７日教委規則第４号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に第３条の規定による改正前の印西市体育指導員規則の規定により委嘱されている印西市体育指導委員は、その任期が終了するまでの間は、同条の規定による改正後の印西市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱された印西市スポーツ推進委員とみなす。

別表（第8条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 施設 | 開放する日 | 開放する時間 |
| 校庭 | 土曜日・日曜日・休日・休業日 | 午前９時から午後５時まで |
| 体育館 | 土曜日・日曜日・休日・休業日 | 午前９時から午後９時30分まで |
| 平日 | 午後６時から午後９時30分まで |
| 柔剣道場 | 土曜日・日曜日・休日・休業日 | 午前９時から午後９時30分まで |
| 平日 | 午後６時から午後９時30分まで |
| プール | 教育委員会が指定する日 | 午前９時から正午まで  午後１時から午後４時まで |

備考　「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日をいう。

**附　則**

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

印西市学校体育施設開放運営委員会規約

3

5

（趣旨）

第１条　この規約は、印西市学校体育施設開放に関する規則（昭和５９年教育委員会規則第１４号）第３条第１項の規定に基づき、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という）の運営について定める。

（構成）

第２条　運営委員会の委員は次の各号から選出された者で構成する。

（１）開放学校長代表

（２）スポーツ推進委員代表

（３）体育協会代表

（４）ＰＴＡ連絡協議会代表

（５）その他教育長が必要と認めた者

（任期）

第３条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（職務）

第４条　運営委員会は学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため次の職務を行う。

（１）利用申請に関する調整

（２）開放日、開放時間の検討

（３）利用者団体等に対する指導、連絡

（４）管理指導員の推薦

（５）その他運営に関すること

（役員）

第５条　運営委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は本会を総括し会議の議長となる。

３　副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　運営委員会の会議は必要に応じ委員長が招集する。

２　運営委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務局）

第７条　運営委員会の事務局は教育委員会スポーツ振興課内に置く。

　　　附　則

　この規約は平成５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は平成８年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は平成１５年４月１日から施行する。

附　則

　この規約は平成１９年４月１日から施行する。

4

附　則

　この規約は平成２３年１０月７日から施行する。

5

印西市学校体育施設開放体系

教育委員会

③⑥

学校　　　　　　　　　　　　　　　**利用団体**

⑤⑦

②④

①

①　利用団体は、利用調整会議終了後、「学校体育施設開放利用申請書」を教育委員会に提出する。

②　教育委員会は、利用申請書及び利用中止届を学校別に取りまとめ「月間利用予定表」を作成し、各学校長に送付する。

③　学校長は、学校行事等で開放を中止する場合は、「学校開放使用中止届」を前月の１０日(１０日が休日の場合は、前日)までに教育委員会に提出する。

④　教育委員会は、予定表を各校管理指導員に送付し、管理指導員は体育館及び柔剣道場に掲示し、開放日誌に添付する。

1. 利用団体は、登録承認書に基づき鍵・開放日誌を借用。都合により利用を中止する場合は、各学校(管理指導員)に速やかに連絡。

各学校（管理指導員）は、予定表に基づき鍵・開放日誌を貸与。使用後の日誌の確認及び学校巡視。

⑥　各学校(管理指導員)は、開放施設に異常を認めた場合、直ちに教育委員会へその旨を報告する。

⑦　利用団体責任者は、施設の利用を円滑に行うため、年度当初に学校長、管理指導員とともに利用連絡会議を開催する。

6

印西市学校体育施設開放利用者遵守事項

１　開放時間を遵守すること。

　（１）開放時間

　　　①平日

　　　　 体育館　　１８：００ ～ ２１：３０

　　　②土曜日・日曜日・休日・休業日

　　　　 体育館　　　９：００ ～ ２１：３０

　　　　 柔剣道場　　　９：００ ～ ２１：３０

　　　　 校　　庭　　　９：００ ～ １７：００

２　鍵の借用について

　（１）管理指導員の指示に従うこと。

　（２）利用時間を厳守し、利用後は速やかに返却すること。

　（３）利用団体は、団体の都合により利用を中止する場合は、必ず管理指導員に連絡すること。

３　開放日誌は管理責任者が詳細に記入すること。

４　利用に際して、体育館内での飲食・喫煙は禁止する。

５　ごみ類（びん・カン類等）は、そのつど持ち帰ること。

６　許可された施設以外への出入りは禁止する。

７　許可された用具以外のものは使用しないこと。

８　開放施設や用具を破損又は亡失したときは、直ちに市教育委員会に報告し、その弁償の責を負うものとする。

９　利用後は、一切を原状に復し、戸締り清掃のうえ時間内に退出すること。

１０　活動中は常に許可証を携帯すること。

１１　運動場内に自動車及び自転車を乗り入れないこと。

１２　利用しようとする日が属する月の前月の１０日までに学校体育施設開放利用申請書を教育委員会に提出する。

１３　学校は教育の場という認識をし、モラルを持って利用すること。

上記遵守事項に反した場合は、登録を取り消し又は利用を中止させる場合もあります。

印西市教育委員会

**（１）学校体育施設開放の現状について**平成２７年７月１日現在

7

・21小学校、9中学校を開放

**１．種目別利用状況**

8

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **種目** | **一般** | | **一般・児童生徒** | | **児童生徒** | | **全体** | |
| **団体数** | **人数** | **団体数** | **人数** | **団体数** | **人数** | **団体数** | **人数** |
| バドミントン | 14 | 244 | 3 | 81 |  |  | 17 | 325 |
| ミニバスケットボール |  |  |  |  | 9 | 258 | 9 | 258 |
| バレーボール | 41 | 636 | 3 | 35 | 2 | 54 | 46 | 725 |
| ソフトバレーボール | 6 | 82 |  |  |  |  | 6 | 82 |
| バスケットボール | 12 | 152 | 4 | 111 | 1 | 20 | 17 | 283 |
| サッカー |  |  | 2 | 69 |  |  | 2 | 69 |
| 少年サッカー |  |  |  |  | 10 | 670 | 10 | 670 |
| 総合スポーツ | 4 | 112 | 2 | 74 | 1 | 20 | 7 | 206 |
| 野球 | 1 | 33 |  |  | 1 | 25 | 2 | 58 |
| 少年野球 |  |  |  |  | 7 | 177 | 7 | 177 |
| 卓球 | 4 | 95 |  |  |  |  | 4 | 95 |
| 剣道 | 2 | 34 | 5 | 222 |  |  | 7 | 256 |
| ソフトボール | 2 | 34 |  |  |  |  | 2 | 34 |
| ショートテニス | 1 | 19 | 2 | 26 |  |  | 3 | 45 |
| インディアカ | 1 | 16 |  |  |  |  | 1 | 16 |
| バウンドテニス | 1 | 10 |  |  |  |  | 1 | 10 |
| 体操 |  |  | 1 | 14 |  |  | 1 | 14 |
| 新体操 |  |  |  |  | 2 | 59 | 2 | 59 |
| フットサル | 6 | 179 | 1 | 13 | 2 | 83 | 9 | 275 |
| 空手道 |  |  | 5 | 194 | 4 | 104 | 9 | 298 |
| 柔道 |  |  |  |  | 1 | 14 | 1 | 14 |
| 合気道 | 1 | 18 | 1 | 37 |  |  | 2 | 55 |
| 躰道 | 1 | 10 |  |  |  |  | 1 | 10 |
| チアリーディング |  |  |  |  | 1 | 13 | 1 | 13 |
| テニス | 1 | 11 |  |  |  |  | 1 | 11 |
| バレエ |  |  |  |  | 1 | 14 | 1 | 14 |
| ペタンク | 1 | 12 |  |  |  |  | 1 | 12 |
| レクリエーション | 1 | 35 | 1 | 12 |  |  | 2 | 47 |
| ティーボール |  |  |  |  | 1 | 57 | 1 | 57 |
| トレーニング |  |  |  |  | 1 | 14 | 1 | 14 |
| バトン |  |  |  |  | 1 | 15 | 1 | 15 |
| ドッジボール |  |  |  |  | 1 | 16 | 1 | 16 |
| **総計** | **100** | **1732** | **30** | **888** | **46** | **1613** | **176** | **4233** |

**２．学校別施設別団体数**

9





10

**グラフ①　学校別利用団体数・人数**



11

**グラフ②　種目別利用団体数・人数**



12

12

印西市学校体育施設開放運営委員会委員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　任期　平成２７年６月　１日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年５月３１日まで

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 基準 | 氏　　　名 | 備　　　　　　考 |
| １ | １号 | 伊　東　洋　樹 | 開放学校長代表 |
| ２ | ２号 | 上ノ坊　　　真 | スポーツ推進委員代表 |
| ３ | ２号 | 小　宮　ちか子 | スポーツ推進委員代表 |
| ４ | ３号 | 斉　藤　詔　一 | 体育協会代表 |
| ５ | ３号 | 菅　原　信　夫 | 体育協会代表 |
| ６ | ４号 | 鈴　木　智　子 | 市PTA連絡協議会代表 |
| ７ | ４号 | 山　崎　かおり | 市PTA連絡協議会代表 |

13